8　次に掲げる者が所有する償却資産

所　有　者

(　1)　エスジーケミカル株式会社（大牟田工場に係るブタン輸送導管に限る。）
(　2)　太平洋セメント株式会社(叶山鉱山に係る長距離輸送設備(これに附属するものを含む。)に限る。)
(　3)　株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　4)　東京急行電鉄株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　5)　エルシーブイ株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　6)　関東ケーブルテレビジョン株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　7)　株式会社ケイ・キャット（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　8)　近畿日本鉄道株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　9)　株式会社シーテック（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　10)　ひまわりネットワーク株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　11)　株式会社ＵＳＥＮ（電気通信事業設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　12)　株式会社ジェイコム関東（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　13)　東京地下鉄株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　14)　近鉄ケーブルネットワーク株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　15)　日本ネットワーク・エンジニアリング株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　16)　小田急電鉄株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　17)　土浦ケーブルテレビ株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　18)　株式会社ＺＴＶ（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　19)　荒川メトロポリタンネットワーク株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　20)　オーストラリアジャパン・ケーブル・ジャパン・リミテッド（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　21)　シーシーエヌ株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　22)　株式会社ＣＲＣＣメディア（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　23)　東武鉄道株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　24)　中部ケーブルネットワーク株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　25)　大田ケーブルネットワーク株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　26)　タタコミュニケーションズジャパン株式会社（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　27)　有限会社パックネットネットワーク・ジャパン（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　28)　西海テレビ株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
(　29)　ケーブルテレビ株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　30)　ＰＣ－１Ｊ株式会社（パシフィック　クロッシング－１に係る設備に限る。）
(　31)　株式会社長崎ケーブルメディア（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）
(　32)　中部電力株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　33)　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
(　34)　株式会社ジェイコム東京（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）

○総務省告示第十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を次のように指定し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

なお、平成二十二年総務省告示第十八号は、廃止する。

平成二十三年一月十七日　総務大臣　片山　善博

一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶

次の船舶

	船舶番号	船舶名	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(　1)	132312	第拾弐新栄丸	北海道知事
(　2)	132751	和晃丸	同
(　3)	132881	アヴローラおくしり	同
(　4)	132882	第十五榮吉丸	同
(　5)	133368	かもしか	青森県知事
(　6)	131130	黒潮丸	東京都知事
(　7)	133114	還住丸	同
(　8)	120063	ぎんが	新潟県知事
(　9)	120072	おおさど丸	同
(　10)	120078	つばさ	同
(　11)	120080	あすか	同
(　12)	120094	すいせい	同
(　13)	120098	フェリーあわしま	同
(　14)	120102	おけさ丸	同
(　15)	120115	こがね丸	同
(　16)	120125	日海丸	同
(　17)	140126	あいびす	同
(　18)	244―101	はやぶさ丸	富山県知事
(　19)	244―21848	こまき	同
(　20)	134411	やまぶき	同